

様式第3号

沖縄県土木建築部一般競争入札公告 中第60号

一般競争入札方式（事後審査型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成27年3月5日

沖縄県土木建築部中部土木事務所
所長 仲村 守



1 業務概要

- (1) 業務名 道路関係現場技術業務委託(H27-2)
- (2) 履行場所 中部土木事務所管内
- (3) 業務内容 ア 現場技術業務 一式
イ 対象工事 3工事（浦添西原線（嘉手苅～小那覇）道路改良工事）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から8.5ヶ月間
- (5) 本業務は、価格競争方式（ただし、一定の資格・実績等を付す）にて行い、入札手続きを電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント業務入札参加登録者名簿に、業種区分：土木関係コンサルタント（沖縄県）の『道路』、『施工計画施工設備及び積算』のいずれかとして登録された者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - エ 入札開始日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - キ 沖縄県内に主たる営業所があること。
- (2) 実績及び管理技術者等の要件
 - ア 企業に関する要件
 - (7) 2 (2) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び担当技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (イ) 同種業務の実績

次に示される同種業務について、平成16年4月1日から公告日までに完了した業務（ただし、現在契約中の業務であっても同種業務と認められる場合は実績とする。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

 - a 同種業務：道路工事に係る仮設工鋼矢板圧入（軽量鋼矢板を除く）に関する現場技術業務

(国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(7) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(4) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- b R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- c 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(7) 管理技術者

管理技術者は、平成16年4月1日から公告日までに完了した業務（ただし、現在契約中の業務であっても同種業務と認められる場合は実績とする。）において、2 (2) ア (1) の a の実績を1件以上有すること。

(4) 担当技術者

(7) の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満とする。

※手持ち業務量とは、公告日時点（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領（昭和61年土総第429号）に定める指名基準による。なお、同要領第2条の「(1) 当該業務に対する技術的適正、(2) 会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに (4) 過去における成果の状況」については、同種業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 は削除。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書等の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成27年3月5日（木）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPiI?KikanNO=4700000>

ウ 問い合わせ先 公告文6 (8) アのとおり

(2) は削除。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出等

競争参加資格確認申請書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、開札後、以下に示す日時までに申請書等の提出を求める。

発注機関から申請書等の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、当初申請書の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は、別途通知する。

イ 提出期間、提出場所及び方法

(7) 通知日 平成27年3月23日(月) 17:00までに通知予定。

(イ) 提出期限 平成27年3月25日(水) 17:00まで

(ウ) 提出方法等 持参により提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(エ) 提出部数 1部

(オ) 提出先 公告文6(8)ウ。

ウ 競争参加資格確認申請書の作成方法

競争参加資格確認申請書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 競争参加資格確認申請書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参(紙入札方式移行申請書提出者に限る。)により提出すること。

なお、郵送又は電送(メールやファクシミリ等)による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成27年3月20日(金) 9時00分

入札書提出締切日時：平成27年3月20日(金) 15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成27年3月23日(月) 10時50分

持参場所：沖縄県中部合同庁舎

沖縄県土木建築部 中部土木事務所 4階入札室

電話番号 098-894-6510

※紙入札方式移行申請書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成27年3月23日(月) 11時00分 電子入札システムにより開札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合は免除とする。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除とする。

また、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札、競争参加資格確認申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限後において、原則として競争参加資格確認申請書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、

退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理（担当）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5)、(6) は削除。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 入札及び契約関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県中部合同庁舎
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班（3階）
電話番号 098-894-6510

イ 応募調書資料関係：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県中部合同庁舎
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 道路整備班（3階）
電話番号 098-894-6514

ウ 書類提出先：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
沖縄県中部合同庁舎
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班（3階）
電話番号 098-894-6510

(9) 当該公告に係る入札については、平成27年2月議会等において、当該設計業務の繰り越し承認が得られない場合には、延期又は中止することがある。

(10) 詳細は入札説明書による。